

令和4年10月1日共済組合加入者の 任意継続組合員制度の経過措置について

令和4年10月1日に、横浜市に採用された非常勤職員等（会計年度任用職員・再任用短時間勤務職員等）、又は全国健康保険協会（以下、協会けんぽ）から横浜市職員共済組合（以下、共済組合）に移行した非常勤職員等の任意継続組合員制度について、経過措置として協会けんぽに加入していた期間も、共済組合員期間として算定できることになりました。

本共済時報をよくお読みのうえ、共済 WEB サイト> 申請書一覧『⑤-2.令和4年10月1日加入者用 任意継続組合員資格取得申出書』を、退職日から起算して20日以内に共済組合へご提出ください。なお、任意継続への加入は任意です。加入を希望されない場合、申出は不要です。

1 任意継続とは

退職後も引き続き、当共済組合に加入できる制度のことです。

退職すると、その翌日から共済組合員の資格を失いますが、一定の加入要件を満たせば、最長2年間、任意継続組合員として資格を継続することができます。



2 任意継続の加入要件について

通常の任意継続の加入要件は、以下の2つです。

- ①退職日から起算して20日以内に加入手続を行うこと
- ②退職日の前日まで引き続き1年以上※、当共済組合の組合員であること

要件②について
経過措置が
適用されます

経過措置によって…

共済組合員の期間に加え、協会けんぽに加入していた期間も算定されます！

（詳細は「4 加入期間算定の考え方」をご参照ください。）

※1年の考え方：令和4年4月1日に採用（共済組合又は協会けんぽに加入）され、翌年令和5年3月31日に横浜市を退職したとき、退職日の前日（令和5年3月30日）までの期間は1年未満のため、この場合、加入要件を満たしません。

3 経過措置の対象者

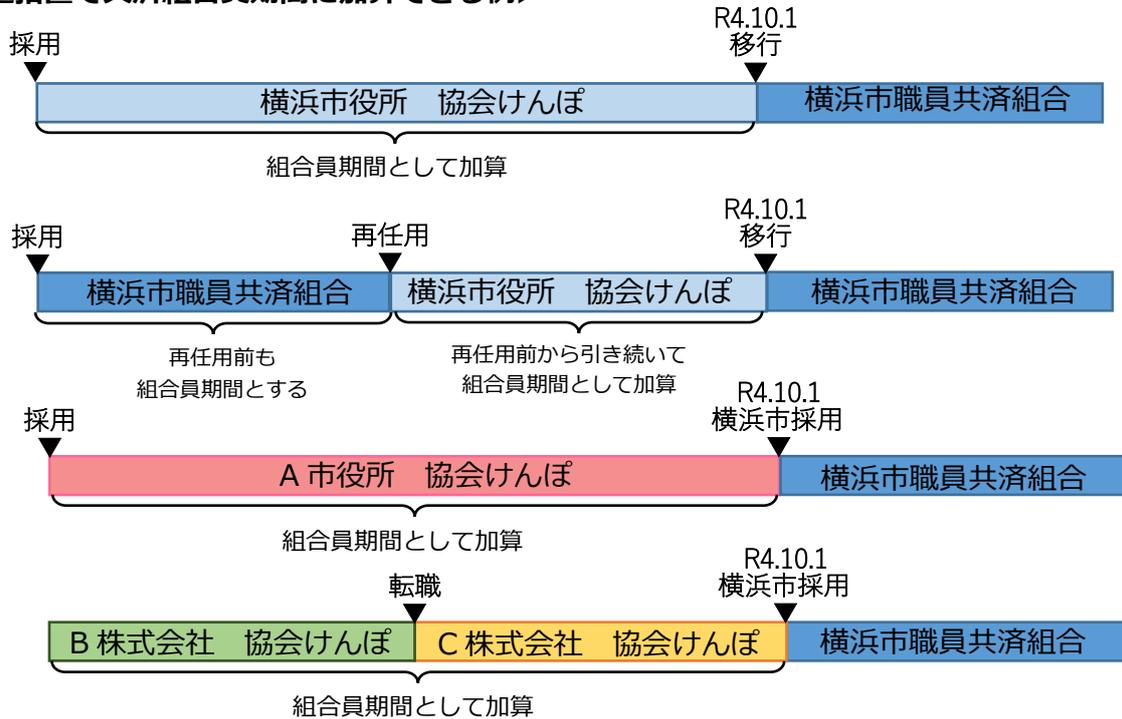
- 令和4年10月1日に協会けんぽから共済組合へ移行した非常勤職員等
- 令和4年10月1日※に横浜市に採用された非常勤職員等のうち、採用直前（令和4年9月30日）まで協会けんぽに加入していた方

※令和4年10月1日に限ります。10月2日以降の採用は、経過措置の対象外です。

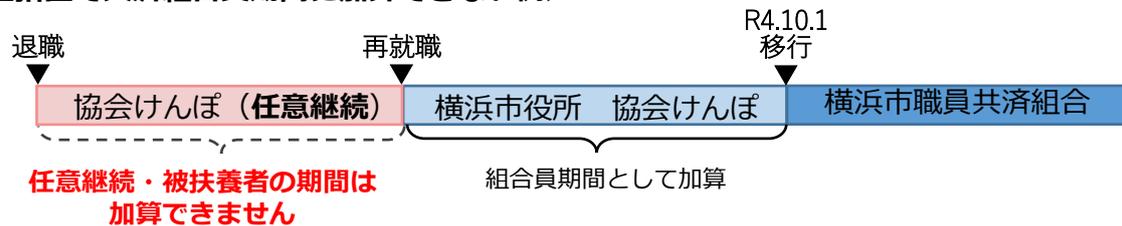
4 加入期間算定の考え方

協会けんぽ以外（国民健康保険、他市共済組合等）の期間は算定できません。

<経過措置で共済組合員期間に加算できる例>



<経過措置で共済組合員期間に加算できない例>



5 その他注意事項

その他任意継続組合員の制度については、『令和4年10月版 横浜市職員共済ガイド（短期のみ適用組合員 P.69～）』をご覧ください。

退職後の健康保険はどうなるの？

退職後に再就職しない場合、ご自身で健康保険に加入しなければなりません。以下の3つが主な加入先として考えられます。

- ①任意継続組合員になる（加入先：横浜市職員共済組合）
- ②家族の加入する健康保険の被扶養者になる（加入先：家族の加入する健康保険組合）
- ③国民健康保険に加入する（加入先：居住地の市区町村）

加入条件や必要な手続、保険料などは異なりますので、それぞれの加入先にご確認ください。なお、共済組合の任意継続の掛金額（保険料）は、事業主負担分が無くなるので、退職時にお支払いされている掛金額（共済短期掛金+共済介護掛金）の約2倍になります。任意継続に加入を希望する場合、退職日から起算して20日以内に、共済組合への申出が必要です。

